

入札・契約に係る情報（変更契約等の内容について）

担当課：総務部 契約検査課

※公表基準：当初契約について公表物件のうち、金額変更が伴う変更契約

物件名称	令和6年度第5工区工事				
履行場所	藤井寺市小山7丁目外				
契約者	(商 号) ㈱西設備 (住 所) 大阪府藤井寺市道明寺2-2-16 (代表者) 代表取締役 西 隆義				
物 件 概 要 (変更後の内容)	開削工VUφ200 L=180.0m マンホール工 1式 汚水枳及び取付管工 1式 付帯工 1式				
変更契約の経過とその内容について					※変更契約欄の契約金額は、 変更後契約金額を記載。
契約の種類		契約年月日	変 更 理 由	契約履行期間	契約金額（税込）
変更契約		令和6年11月20日	別紙のとおり	令和6年6月24日 から 令和6年11月29日	¥24,116,400

変更理由書

- ・工事名 令和6年度 第5工区工事
- ・請負業者 株式会社西設備
- ・契約日 令和6年6月21日
- ・工期 令和6年6月24日～令和6年11月29日

以下の内容の通り金額について設計変更事項が発生いたしました。

○金額について

1. 藤井寺市 番地の柵設置位置について土地所有者と協議したところ将来土地計画があり、柵の設置個数を3個から4個に増やして欲しいこと、柵の立ち上げが将来工事に影響を与えるため設置する柵について全て管止め施工として欲しいと指示を受けたため変更するものです。

(変更内容) 柵設置	－ 3箇所
取付管設置	＋ 1箇所
防護蓋	－ 3箇所

2. 柵 No.61 の柵設置位置について契約後何度も自宅訪問、電話等しましたが土地所有者と連絡が付きませんでしたので、私道内での管止め施工とするものです。

(変更内容) 柵設置	－ 1箇所
------------	-------

3. 柵 No.68 の柵設置について、土地所有者と設置位置について協議を行った結果、希望設置位置には、樹木が植えられており、樹木を撤去することができないため、管止め施工とするものです。

(変更内容) 柵設置	－ 1箇所
------------	-------

4. 柵 No.72,78 の柵設置について、土地所有者と設置位置について協議を行った結果、希望設置位置には障害物があり障害物を現時点で取り除くことができないため、管止め施工とするものです。

(変更内容) 柵設置	－ 2箇所
------------	-------

5. 柵 No.74 の柵設置について、土地所有者と設置位置について協議を行った結果、希望設置位置には障害物があり障害物を現時点で取り除くことができないため、管止め施工とするものです。

(変更内容) 柵設置

- 1 箇所

6. 設計時は、XXXXXXXXXX は私道で舗装構成が不明だったため、市道の舗装構成に倣い表層 AS 5cm 路盤 15cm として設計していました。しかし、実際に施工をすると舗装構成が表層 AS 5cm だけで路盤がありませんでした。このままだと路盤及び土砂の処分量について設計数量と出来形数量で差異が出るため、舗装構成について変更するものです。

(変更内容) 殻運搬処理 (HMS)

+ 2 5 m 3

発生土処理

- 2 5 m 3

上記内容について、請負契約書第 19 条 (設計図書の変更) に基づき、設計変更を行うものです。